別表五(一)
「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

記載要領はこちら

「期首現在利益積立金額①」
原則として、前期分のこの別表の「差引翌期首現在利益積立金額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしている金額)を移記します。
この申告が仮決算による中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在利益積立金額④」の記載は必要ありません。

「区分」の「　　積立金2」以下の空欄
「利益準備金1」以外の利益積立金額(税務上の否認金額のうち留保した金額を含みます。)について、その名称を記載します。

「当期の増減」※別表四と連動する部分
- 原則として、「減②」には別表四の「減算」の「留保②」の金額を、「増③」には別表四の「加算」の「留保②」の金額を、その内容に応じて記載します。この場合に別表四の「減算」に記載した「仮払税金(仮払法人税額、仮払地方法人税額、仮払道府県民税額又は仮払市町村民税額)」については「増③」に△印を付けて記載します。
- 当期中に剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、その積立額を「当期の増減」の「増③」に記載し、別表四において「減算」又は「47」若しくは「48」の各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」にそれぞれ△印を付して記載します。
- 当期末後、当期の決算の確定の日までに剰余金の処分により積み立てた準備金等の金額で損金の額に算入するものについては、別表四において「減算」又は「47」若しくは「48」の各欄に記載した金額を「当期の増減」の「増③」にそれぞれ△印を付して記載します(その積立額は、翌期において「当期の増減」の「増③」に記載します。)。

別表四に関係なく記載する「当期の増減」
次スライド

Ⅰ　利益積立金額の計算に関する明細書

区分			期首現在利益積立金額(円) ①	当期の増減 減(円) ②	当期の増減 増(円) ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③(円) ④
利益準備金	1	G01		G37	G92	G133
E01 積立金	2	G02		G38	G93	G134
E02	3	G03		外 G39 G40	G94	G135
E03	4	G04		外 G41 G42	G95	G136
E04	5	G05		外 G43	G96	G137

【チェックポイント】
各区分ごとの「期首現在利益積立金額①」について、前期申告書の「差引翌期首現在利益積立金額④」と金額が一致していますか。

【チェックポイント】
各区分ごとの「当期の増減」欄の金額と別表四の「留保②」欄の金額は一致していますか。

【チェックポイント】
貸借対照表上の任意引当金、繰延税金資産(負債)等の金額は、④欄に記載の金額と一致していますか。

【チェックポイント】
貸借対照表と別表五(一)の未払(未収)消費税額等の合計額は、消費税及び地方消費税の申告書第一表㉖欄の金額と一致していますか(各月ごとに申告及び納付している法人の場合、その合計額に決算月の前月分の納付(還付)税額を調整した金額と一致していますか。)。

別表五(一)
「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

「当期の増減」　※別表四と関係なく記載する部分

1	・　納税充当金を取り崩して、法人税、地方法人税(利子税、延滞税を除きます。)、道府県民税又は市町村民税の額を納付した場合には、「納税充当金26」の「減②」にその合計額を記載するとともに、「未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)27」、「未納道府県民税(均等割を含む。)29」又は「未納市町村民税(均等割を含む。)30」の「減②」にこれらの税額をそれぞれ記載します。 ・　損金経理によりこれらを納付した場合は、別表四の「加算」の「損金経理をした法人税、地方法人税及び防衛特別法人税(附帯税を除く。)2」及び「損金経理をした道府県民税及び市町村民税3」の「留保②」の金額については、「未納法人税及び未納地方法人税(附帯税を除く。)27」、「未納道府県民税(均等割を含む。)29」及び「未納市町村民税(均等割を含む。)30」の「減②」にそれぞれ記載します。
2	当期の中間納付額として納付すべき法人税、地方法人税、防衛特別法人税、道府県民税又は市町村民税の額がある場合には、納付の有無に関係なく、別表五(二)の「当期発生税額②」の「3」、「8」及び「13」の金額を「未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税(附帯税を除く。)27」、「未納道府県民税(均等割を含む。)29」及び「未納市町村民税(均等割を含む。)30」の「増③」の「中間」にそれぞれ記載します。
3	・　中間配当積立金等を取り崩して剰余金の配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。)若しくは利益の配当又はいわゆる中間配当(資本剰余金の額の減少に伴うものを除きます。)をした場合には、その積立金の取崩額を「減②」に記載するとともに、「繰越損益金25」の「増③」の金額に含まれることになります。 ・　この場合に会社法第445条第4項《資本金の額及び準備金の額》の規定により積み立てた剰余金の配当に係る利益準備金の額は、「利益準備金1」の「増③」に記載します。 ・　剰余金の配当、利益の配当若しくは中間配当又はこれらに係る利益準備金の積立てのために取り崩した繰越利益金の額は、「繰越損益金25」の「減②」の金額に含まれることになります。

I　利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額(円) ①	当期の増減(円) 減 ②	当期の増減(円) 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③(円) ④
利益準備金	1	G01	G37	G92	G133
E01 積立金	2	G02	G38	G93	G134
：					
繰越損益金(損は赤)	25	G25	G80	内 G117	内 G158
納税充当金	26	G26	G81	G118	G159
未納法人税(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税(附帯税を除く。)	27	G27 △	G82 △	中間 G119 △ 確定 G120 △	G160 △
未納法人税(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未払通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28	G28	G83	中間 G121 △ 確定 G122 △	G161
未納法人税(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未納道府県民税(均等割を含む。)	29	G29 △	G84 △	中間 G123 △ 確定 G124 △	G162 △
未納法人税(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未納市町村民税(均等割を含む。)	30	G30 △	G85 △	中間 G125 △ 確定 G126 △	G163 △
差引合計額	31	G31	G86	G127	G164

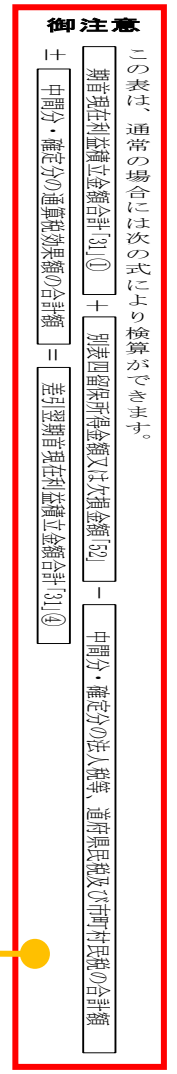
別表五(一)
「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

「当期の増減」　※別表四と関係なく記載する部分(続き)

4	適格合併に該当しない合併により完全支配関係がある他の内国法人から移転を受けた譲渡損益調整資産がある場合には、令第9条第1号タ《利益積立金額》に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。
5	適格合併、適格分割型分割又は適格現物分配により被合併法人、分割法人又は現物分配法人から移転等を受けた資産等がある場合には、令第9条第2号から第4号《利益積立金額》までに規定する金額を「増③」に記載します。
6	法人が有する完全支配関係がある法人の株式等について寄附修正事由が生ずる場合には、「区分」に「〇〇株式(寄附修正)」などと表示した上で、令第9条第7号《利益積立金額》に規定する金額を「減②」又は「増③」に記載します。
7	適格分割型分割により分割承継法人に移転をした資産等がある場合には、令第9条第10号《利益積立金額》に規定する金額を「減②」に記載します。
8	非適格株式分配により現物分配法人の株主等に交付した資産等がある場合には、令第9条第11号《利益積立金額》に規定する金額を「減②」に記載します。
9	資本の払戻し等及び出資等減少分配並びに自己株式の取得等により減算される利益積立金額がある場合には、令第9条第12号から第14号まで《利益積立金額》に規定する金額を「減②」に記載します。
10	減価償却資産につき減価償却超過額(法第31条第4項《減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法》に規定する損金の額に算入されなかった金額をいいます。)がある場合において、その減価償却資産につき令第48条第5項第3号ハ《減価償却資産の償却の方法》に規定する評価損が生じたときには、その評価損はまずその減価償却超過額からなるものとして、その評価損の金額と減価償却超過額の金額(その減価償却資産に係る前期から繰り越された減価償却超過額と当期の償却超過額との合計額)とのいずれか少ない金額を、「区分」に「減価償却超過額」と記載した欄の「減②」に記載するとともに、その減価償却資産に係る評価損の金額を「減②」に記載した同欄の上段に△印を付して記載します。

注：4から8までの場合には、それぞれに従って記載した金額部分が、この検算式と不符合となります。

【チェックポイント】
これらに該当がない場合、
別表四の52②欄 ＋ 31①欄 － 27、29、30 の③欄の合計額 ±28③欄＝ 31④欄となります。



区分		
利益準備金	積立金	1
E01		2
E02		3
E03		4
E04		5
E05		6
E06		7
E07		8
E08		9
E09		10
E10		11
E11		12
E12		13
E13		14
E14		15
E15		16
E16		17
E17		18
E18		19
E19		20
E20		21
未収還付法人税等		22
未収還付道府県民税		23
未収還付市町村民税		24
繰越損益金(損は赤)		25
納税充当金		26
未納法人税等(各事業年度の所得に対するものに限る)	未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税(附帯税を除く。)	27
	未払通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28
	未納道府県民税(均等割を含む。)	29
	未納市町村民税(均等割を含む。)	30
差引合計額		31

II

区分		
資本金又は出資金		32
資本準備金		33
E21		34
E22		35
差引合計額		36

別表五(一)
「利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書」

「繰越損益金25」
「期首現在利益積立金額①」には、繰越利益剰余金の当期首残高(マイナスの場合は△印を付してください。)を記載し、同一金額を「減②」に記載することによって「期首現在利益積立金額①」を0とし、改めて繰越利益剰余金の当期末残高を「当期の増減」の「増③」に記載します。

「未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税(附帯税を除く。)27」
所得に対する法人税(リース特別控除取戻税額等、使途秘匿金の支出の額に対する法人税、土地譲渡利益金額に対する法人税及び特定同族会社の留保金額に対する法人税を含みます。)の本税、地方法人税及び防衛特別法人税の本税の額の合計額を記載します。

「当期の増減」の「増③」の「未納法人税等」の「確定」の各欄
この申告により納付すべき法人税、地方法人税及び防衛特別法人税、道府県民税又は市町村民税の額について別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「9」及び「14」の本書の金額をそれぞれ記載します。
別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の「4」、「9」及び「14」に外書(△印)の金額がある場合(すなわち、中間納付額の還付金がある場合)には、「3」から「24」までの空欄に「未収還付法人税」等と記載の上、「当期の増減」の「増③」にその金額(△印は付けません。)を記載します。

「期首現在資本金等の額①」
前期分のこの別表の「差引翌期首現在資本金等の額④」の各欄の金額(更正又は決定があった場合には、その際にお知らせしている金額)を移記します。
また、この申告が仮決算による中間申告であるときは、この欄だけを記載し、「当期の増減」及び「差引翌期首現在資本金等の額④」の記載は必要ありません。

「区分」の「34」及び「35」の空欄
「資本金又は出資金32」及び「資本準備金33」以外の資本金等の額について、その名称を記載します。

Ⅰ 利益積立金額の計算に関する明細書

区分		期首現在利益積立金額(円) ①	当期の増減(円) 減 ②	当期の増減(円) 増 ③	差引翌期首現在利益積立金額 ①－②＋③(円) ④
繰越損益金(損は赤)	25	G25	G80	G117 内	G158 内
納税充当金	26	G26	G81	G118	G159
未納法人税等(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未納法人税、未納地方法人税及び未納防衛特別法人税(附帯税を除く。)	27	G27 △	G82 △	中間 G119 △ / 確定 G120 △	G160 △
未納法人税等(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未払通算税効果額(附帯税の額に係る部分の金額を除く。)	28	G28	G83	中間 G121 △ / 確定 G122 △	G161
未納法人税等(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未納道府県民税(均等割を含む。)	29	G29 △	G84 △	中間 G123 △ / 確定 G124 △	G162 △
未納法人税等(各事業年度の所得に対するものに限る。) 未納市町村民税(均等割を含む。)	30	G30 △	G85 △	中間 G125 △ / 確定 G126 △	G163 △
差引合計額	31	G31	G86	G127	G164

Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書

区分		期首現在資本金等の額(円) ①	当期の増減(円) 減 ②	当期の増減(円) 増 ③	差引翌期首現在資本金等の額 ①－②＋③(円) ④
資本金又は出資金	32	G32	G87	G128	G165
資本準備金	33	G33	G88		
E21	34	G34	G89		
22	35	G35	G90		
差引合計額	36	G36	G91		

「当期の増減」
(1) 令第8条第1項第1号から第12号まで《資本金等の額》に掲げる金額を「資本準備金33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。
(2) 同項第13号から第22号までに掲げる金額を△印を付して「資本準備金33」から「35」までの各欄の「増③」に記載します。

【チェックポイント】
貸借対照表に自己株式を計上している場合、令第8条第1項第20号及び第21号《資本金等の額》に掲げる金額を減算するなどの調整を行っていますか。